

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

平成27年3月20日 午後3時00分 開議

出席委員

委 員 長	林 正 美
委 員	柳 瀬 ひろみ
委 員	小 田 伊佐浩
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	花 井 正 文

説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
教育部次長兼中央図書館長	久 世 康 之
庶務課長	木 和 田 聡 哉
学校教育課主幹	山 田 佳 宏
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	山 西 宣 好

教育長が指定した事務局職員

主 事	中 尾 成 利
-----	---------

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 第11号議案 平成27年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第3 第12号議案 豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について
- 第4 第13号議案 豊川市教育委員会公印規則の一部改正について
- 第5 第14号議案 豊川市教育委員会会議規則の一部改正について
- 第6 第15号議案 豊川市教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 第7 第16号議案 豊川市図書館管理規則の一部改正について
- 第8 第17号議案 豊川市地域情報ライブラリー管理規則の一部改正について
- 第9 第18号議案 豊川市社会教育審議会の答申について

- 第10 その他報告 平成27年3月定例市議会における教育問題について
第11 その他報告 豊川市スポーツ振興計画（改訂版）の策定について

「林委員長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、柳瀬・花井両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、第11号議案「平成27年度教育委員会職員の人事異動について」ですが、本案は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開として、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

「林委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

「近藤教育部長」 第11号議案「平成27年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づいて説明。

（以下、議事内容は個人内容に関わるため非開示）

「林委員長」 次に日程第3、第12号議案「豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「木和田庶務課長」 それでは、「豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について」説明させていただきます。昨日、3月市議会で同意を得まして、教育長と委員長が一本化された新教育長として高本訓久氏が任命されました。4月以降、豊川市では新教育委員会制度へ移行しますが、これに伴い、教育委員会の開会の主催者が委員長から教育長に変わるため、教育委員会開催時における傍聴について定めた「豊川市教育委員会傍聴規則」を一部改正するものです。5ページの新旧対照表のとおり、委員長と表記された箇所を全て教育長へ改めます。以上です。

「林委員長」 それでは、只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「林委員長」 異議なしと認め、日程第3、第12号議案「豊川市教育委員会傍聴規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第4、第13号議案「豊川市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いいたします

「木和田庶務課長」 それでは、ご説明させていただきます。この規則は、教育委員会が保管・管理をしております公印について定めた規則でございます。4月からの新制度移行に伴い、教育委員長職が廃止になることから、教育委員長の印及び教育委員会委員長職務代理者の印が不要になります。資料9ページの新旧対照表をご覧ください。資料右側が改正前の規則ですが、証書や表彰状に押印していた教育委員長の印、公文書に押印していた教育委員長の印、委員長職務代理の印の3つがございます。職名の廃止に伴い4月以降は使用致しませんが、附則により、過去の教育長印、教育委員長印、教育委員会印は廃止後も永年保存するよう規定されますので、廃棄ではなく保存する手続きとなります。

また、資料左側をご覧ください。改正後は教育委員会の代表者が教育長となりますことから、証書や表彰状に押印する際の教育長印が必要となりますので、新たに30ミリ角の教育長印を定めて作成いたします。なお、改正以前より教育長職務代理者印は規定されていますので、今回の改正では追加されておりません。

以上でございます。

「林委員長」 それでは、只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員長」 よろしいですか。それでは原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第4、第13号議案「豊川市教育委員会公印規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第5、第14号議案「豊川市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いいたします

「木和田庶務課長」 第14号議案「豊川市教育委員会会議規則一部改正について」ご説明致します。この規則は教育委員会定例会の会議の進め方などを定めた規則になっております。こちらの規則につきましても、委員長の職が教育長と一本化されたことにより、委員長と記載された箇所を教育長に改めます。また、13ページの新旧対照表を御覧ください。表の右側が改正前になりますが、第2条で委員長および委員長職務代理者の選出方法が決められております。こちらにつきましても、委員長職の廃止にともない、規定の必要がなくなりますので、第2条から第3条までを削除します。

続きまして、14ページを御覧ください。同じく表右側の改正前の第6条の3ですが、臨時会の開催について、「委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上から書面で会議に付議すべき事件を示して招集の請求があったときに招集する。」と規定されておりましたが、改正後は表の左側にありますように、「教育長が必要と認めるとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事件を示して招集の請求があったときに招集する」に改正します。ただし、現在の委員数から考え

ますと、2人以上の委員ということには変わりありません。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第9項において、議事録の作成について規定されましたので、市規則におきましても名称を会議録から議事録に改めまして、議事録を作成しなければならない旨を明文化いたしました。

以上でございます。

「林委員長」 それでは、只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。それでは私から質問させていただきます。

市によっては教育委員の人数が5名以上の教育委員会もありますが、その場合も臨時会の開催を委員から請求する場合は、同じ3分の1以上でしょうか。

「木和田庶務課長」 はい、委員の人数に関係なく、3分の1以上です。

「林委員長」 分かりました。他にはよろしいですか。なければ原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第5、第14号議案「豊川市教育委員会会議規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第6、第15号議案「豊川市教育長に対する事務委任規則の一部改正について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

「木和田庶務課長」 第15号議案「豊川市教育長に対する事務委任規則の一部改正について」ご説明致します。この規則は、教育委員会が職務権限を有する事務のうち、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる事務について規定したのですが、今回の法改正により、拡大された教育長の職務権限に対する報告義務を定める必要が生じたため、規則の整備を行うものです。

資料20ページの新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正後ですが、主な改正点としまして、第4条が追加されております。同条の第1項は、法改正により新たに策定することになる大綱に基づき実施する施策の進捗状況等に関する報告、第2項は、児童生徒の生命や身体に被害が生じた場合などに対処した事務についての報告、第3項は、定例会等において教育委員から報告を求められた事務についての報告、最後に第4項は、教育委員会が教育長に委任した事務のうち重要と認めるものについての報告を、それぞれ新たに規定するものです。

以上でございます。

「林委員長」 それでは、只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。なければ原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第6、第15号議案「豊川市教育長に対する事務委任規則の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第7、第16号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いいたします

「久世教育部次長」 それでは第16号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」説明させていただきます。資料の21ページを御覧下さい。先月の教育委員会2月定例会におきまして、平成27年度の予算の概要について部長から説明をさせていただきました。その中で、中央図書館管理運営事業費といたしまして、現在中央図書館の休館日となっております祝日の翌日を開館するために必要な予算要求がございましたが、昨日3月19日に、平成27年度一般会計予算について市議会の議決をいただきましたので、平成27年4月1日から豊川市図書館管理規則の中央図書館の休館日から休日の翌日を除外するなどの改正をお願いするものでございます

改正の内容を説明させていただきます。資料24ページの新旧対照表をご覧ください。改正後は表の左側になりますが、休館日が同じ図書館ごとに表で定めることといたしました。

改正前は、中央図書館・音羽図書館・御津図書館の3館と、一宮図書館・小坂井図書館の2館と、2通りの休館日に分かれていましたが、改正後は表にありますように、3通りの休館日になります。4つの分館につきましては実質的に休館日の変更はございませんが、音羽図書館・御津図書館につきまして、「月曜日が休日のときは開館し翌日の火曜日を休館にする」という現在の運用を明文化いたしました。

中央図書館の休館日の変更点でございますが、改正前は月曜日が休日にあたる場合は休館日としておりましたが、改正後は月曜日が休日であっても開館することといたしました。次に、休日の翌日は休館日とするという規定を廃止し、休日の翌日も開館日といたしました。

これにより、平成27年度の中央図書館の開館日数を、改正前と改正後で比較しますと17日増えることとなります。また、平成26年度と平成27年度の開館日数を比較いたしますと、平成27年度の開館日は16日多くなります。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。説明は以上でございます。

「林委員長」 それでは、只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。私から確認させていただきますが、4つの分館については開館日数の増はないのですね。

「久世教育部次長」 ございません。改正前と同じでございます。

「菅沼委員」 図書館のカレンダーみたいなものはありますか。配布はしていなくても図書館へ行けば一覧表が張り出してあるとか。

「久世教育部次長」 はい、一覧表がございまして、ホームページへ掲載しております。また、各館でも必要な方にはお配りしております。

「菅沼委員」 中央図書館分だけでなく、分館についても確認できるものですか。

「久世教育部次長」 はい。

「菅沼委員」 規則の表を見ますと複雑で分かりにくいので、1年間の予定がすべて分かるものがあれば便利だと思いお聞きしました。ありがとうございます。

「柳瀬委員」 将来的に、全ての図書館の休館日を統一する予定はないのですか。統一されていたほうが市民にとって分かりやすいと思いますが。

「久世教育部次長」 分館は、生涯学習会館や文化ホールといった他施設の部屋を利用しており、施設の休館日が異なっているため、分館のみ開館するということできません。ですから、現状では休館日の統一ができないという問題がございます。

「小田委員」 私は、開館日が増えるという事は、大変素晴らしいことだと思います。本のメンテナンスですとか、施設の修繕のために休館するのはやむを得ませんが、今回の改正は、それ以外の日の全館全日開館を目指した第一歩だと思いますので、今後の目標として努力していただきたいと思います。

「林委員長」 他にはよろしいですか。なければ原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第7、第16号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」は原案の通り可決されました。

「林委員長」 続きまして日程第8、第17号議案「豊川市地域情報ライブラリー管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願い致します。

「久世教育部次長」 それでは、第17号議案「豊川市地域情報ライブラリー管理規則の一部改正について」説明をさせていただきます。資料は26ページになります。平成27年4月1日から、豊川市図書館管理規則の改正により、中央図書館の休館日について、休日の翌日を休館日とする規定を廃止することに伴いまして、豊川市地域情報ライブラリーにつきましても、休日の翌日を休館日とする規程の廃止をするものです。この規則は平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。

なお、中央図書館に併設する施設といたしまして、プラネタリウム施設のジオスペース館もございますが、開館日を増やすことについて市民からの要望がないこと、また、近隣市のプラネタリウム施設と比較しても開館日数に遜色がないことから、平成27年度の開館日の変更は行わず、従来どおり休日の翌日は休館日とさせていただきます。ただし、市民の方々からのご要望など、今後の状況に応じまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

「林委員長」 只今の報告につきまして、ご質疑がありましたらお願い致します。

「小田委員」 ジオスペース館の開館日については、来年度変更はないということですが、中央図書館や地域情報ライブラリーと同様に、開館日を増やす方向で進めていた

だきたいと思います。

「林委員長」 ただいまのご意見について、よろしいでしょうか。

「久世教育部次長」 はい、検討してまいります。

「林委員長」 他にはよろしいですか。なければ原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第8、第17号議案「豊川市地域情報ライブラリー管理規則の一部改正について」は原案の通り可決されました。

「林委員長」 次に日程第9、第18号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を議題とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは、資料の29ページ、第18号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」ご説明させていただきます。

例年、年度末のこの時期に、次年度の社会教育に関する主要施策について社会教育審議会に諮問し、答申をいただいているものでございます。30ページを御覧下さい。そちらに、社会教育法第13条の規定に基づく、社会教育関係団体に対する補助金の交付等について答申とございますが、社会教育法第13条では地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、予め社会教育委員の意見を聞いて行わなければならないという規定がございます。

そのため、先月の教育委員会2月定例会でご審議いただきました、「平成27年度の教育委員会の予算概要および主要施策」のうち、社会教育関係施策につきまして諮問を行い、諮問の内容の通り施策を実施するよう答申をいただきました。

以上でございます

「林委員長」 只今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第9、第18号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は、原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第10、その他報告「平成27年3月定例市議会における教育問題について」を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「近藤教育部長」 それでは、3月定例市議会一般質問についてご報告いたします。

一般質問では、初日に代表質問が行われ、4人の議員が施政方針、予算案大綱に基づき新年度の市政運営について質問されました。教育関係では井川議員から、発達障がい児の現状と課題について質問があり、教育長が現状を説明されるとともに、通常学級に在籍する児童生徒の、発達障がいの児童生徒への理解が重要であるとして、今後はその指導を進めていくこと、また早期発見・早期対応に努め、保護者との連携による

より良い指導を心がけていきたいと答えられました。

代表質問の他には、9名の議員から16件の質問がありまして、このうち教育委員会に関しては、3人の議員から5件の質問をいただきました。全体としては、防災、観光振興、基盤整備や環境問題など様々な分野のご質問がありました。教育委員会にいただいた質問とその答弁につきましては、資料として32ページに一覧表、33ページから40ページに答弁要旨を配布させていただいておりますのでご覧ください。

さて、学校教育関係ですが、早川議員が「多文化共生のまちづくり」について質問される中で、教育現場における現状と課題をお尋ねになり、教育長が現状を説明されるとともに、日本の教育制度の理解が重要となっており、小学校から保護者向けに進路指導を行う必要があるとの認識を示されました。

続きまして、石原議員からは、本市の観光資源を活かす開発ビジョンについての質問の中で、本宮山麓のスポーツ施設の状況や、スポーツを活用した観光振興について、ご質問があり、私から、本宮山麓、並びに県道豊川新城線沿いに立地しているスポーツ施設についてご説明するとともに、今後、スポーツ公園野球場と赤塚山公園市民のスクエアの整備により、市内外からの利用者の増加も見込むことができるため、商工観光課等関係各課と連携を図ることで、観光面での有効活用に貢献できればと考えているとお答えしました。更に、ウォーキング・ジョギング等に対する認識についてご質問があり、こちらにつきましては、今年度実施した市民意識調査により、多くの市民の方が、ウォーキング・ジョギング等に関心を持っていることを確認しているため、スポーツ振興計画で促進について位置づけ、コースの設定・紹介や整備に引き続き取り組んでいきたいとお答えしました。

次に、安間議員からは、特別支援教育支援員事業の充実について、本市の平和教育の取り組みについての2件のご質問がありましたので教育長が答えられ、また、市内の産廃問題の解決策についての質問の中で、三上町地内の古墳に関する文化的価値に対する認識についてご質問がありましたので、私からお答えしました。

まず、特別支援教育につきましては、現状と、医療行為を行うことができる看護師の配置についての考えということで、教育長が平成23年度からの支援員の配置状況と事業の目的などを述べられるとともに、文部科学省の考え方を示された上で、現時点で看護師を配置する考えはないが、家庭の状況などでどうしても特別支援学校に通うことができない場合には、看護師の資格を持つ支援員を配置することも考えていくと答えられました。

2つ目の、平和教育につきましては、現在取り組んでいる平和に関する学習と、本市独自の海軍工廠を取り上げた社会科授業や平和祈念式典への参加等について説明されるとともに、広島や長崎の式典への参加は考えてないとの見解を示されました。

最後に、三上町の古墳群につきましては、豊橋市域に所在する県指定史跡の古墳等も含めれば4世紀から7世紀に渡る様々な古墳が集中していると言えますが、本市にある古墳については指定史跡と言うものではなく、現状で特に保存に関して問題は生

じていないけれど、引き続き周辺の状況把握に努めていきたいとお答えしました。

答弁要旨にはもう少し詳しい内容をまとめさせていただいており、すでにご覧いただいているかと思いますが、以上簡単に教育委員会への一般質問の概要として報告させていただきました。

「林委員長」 只今の報告について、ご質問がありましたらお願いします。

「小田委員」 平和祈念式典の担当課はどこですか。

「近藤教育部長」 秘書課です。

「小田委員」 平和祈念式典への質疑はあったのですか。

「近藤教育部長」 安間議員から平和祈念式典への質疑はございませんでしたが、代表質問の中で、他の議員から70周年の事業ということで質疑はございました。

「小田委員」 平和教育にも関係することだと思いましたが、豊川市は海軍工廠で空襲の被害を受けた地域ですから、平和行政として式典の内容がより充実したものとなるように努めていただきたいと思います。

「花井教育長」 式典をどのように行うというような詳細な説明はなかったですね。

「近藤教育部長」 市議会の資料を本日持ち合わせていませんので詳細はご説明できませんが、70周年事業についての質問が1件ございました。70周年事業として特別の記念行事を考えていること、また、平和の為の施策として、今後、平和公園の建設を進めていくと担当部局から説明がありました。

平和式典は8月7日の一日だけの事業ですが、それ以外に平和教育として一番大きな事業では、行政課の事業ではございますが、平和都市推進委員会という委員会を設置しまして、市内の小中学校を対象に平和の語り部さんを派遣して被爆体験談などを子どもたちに伝えていくといった事業がございます。

また、先ほど今後の事業としてご説明いたしましたが、名古屋大学太陽地球環境研究所の一部の土地を購入しまして平和公園を整備していく計画がございます。平和公園においても、平和の語り部さん、また、その他に平和公園のボランティアガイドの育成を行いまして、豊川市として平和公園を中心とした平和教育といったものを検討していきたいと、代表質問の中で説明されていたかと思えます。

「小田委員」 総合教育ですとか、各小学校の演劇ですとか、現在、子どもたちの多感な時期に学校が行っている平和教育は素晴らしいと思えますし、積極的に活動されていると思えます。ただ、平和記念式典については、現在は関係者のみが参加していて、それ以外の方は式典が行われていることは知っているという程度だと思えます。

市内はもとより、市外や海外へも、豊川市の海軍工廠はこれだけの被害を受けたという歴史的事実を発信していく必要があると感じていますので、これから整備が予定されている平和公園についても、子どもたちが学習できる施設であることはもちろん、対外的にPRできるような施設でなくてはならないと思っています。

「林委員長」 私も小田委員と少し近い考えを持ってまして、平和祈念式典の内容については、例年、学校が参加することに頼りすぎていると思えます。学校が係ってい

る部分を除いてしまうと、現状では式典そのものが成り立たなくなってしまうと思いますので、もっと幅広い年代を対象として、大人が参加できるような式典にしなければならぬと感じています。

「近藤教育部長」 平和公園につきましては、これまでにパブリックコメントが完了いたしましたので、今年度からは実施設計を進めていく予定となっておりますが、小田委員、林委員長が言われますように、対外的に情報発信できる施設として整備していくと認識しております。悲惨な出来事があった事に思いを馳せる施設として、また、団体で来られた方でも、体験的な見学ができるような施設として、鎮魂と発信が両立されるような、良い施設になると期待しています。

「小田委員」 良い施設にしていきたいですね。

「花井教育長」 例年、市内の中学校1校が式典の行事に参加していましたが、これまでに10校全て一順してしまったのですね。新たにどんな行事を行うかということ考えた時に、また中学校を頼って従来の繰り返しではいけないですし、かといって戦争体験者の講話と献花だけでもいけませんので、式典担当者も70周年イベントを機会として、ある程度新しい流れを考えていかないといけないでしょうね。

「菅沼委員」 平和公園はいつごろ完成する予定でしょうか。

「近藤教育部長」 平成30年度にオープン予定と聞いています。おそらく、事業の計画書がホームページに掲載されていると思います。

「林委員長」 他にありませんか。なければ報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第10、その他報告「平成27年3月定例市議会における教育問題については、報告のとおり承認されました。

「林委員長」 続いて、日程第11、その他報告「豊川市スポーツ振興計画（改訂版）の策定について」を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「中村スポーツ課長」 今回、スポーツ振興計画の改訂を行うにあたりまして、パブリックコメントを実施いたしましたので、結果についてご報告させていただきます。

●パブリックコメントの実施概要及び1名から4件の意見が提出された内容について、資料に基づき説明。

①総合型地域スポーツクラブの設立・育成について

意見：最後に音羽地区で設立されてから10年経過しても新たなクラブが立ち上がらないことから、事業の見直しを求める。

市回答：今回は10年計画である事業の中間年次における見直しであるため、今後5年間の進捗状況を見極め、国・県の状況も踏まえながら地域の特性に応じた方策を検討していく。

②温水ウォーキングコースの設立について

意見：「80歳まで健康に」という目標を掲げているのであれば、60歳以上の元気な方を増やす必要があり、温水ウォーキングはそのための運動施設として必要であると考えます。

市回答：現在のところ温水ウォーキング施設を整備する予定はないが、温水プール施設である小坂井B&G海洋センターなど、既存施設の有効活用を図っていきたい。

③地区市民館の活用

意見：高齢者が身近な場所でスポーツを楽しめる地区市民館を有効活用するため、利用料金の見直しを求める。

市回答：スポーツ振興計画の中には地区市民館の利用に関する直接の記述はないが、今後の事業の参考にしたい。

④スポーツという概念について

意見：スポーツは気分転換の一種であり、ジャージに着替え汗を流すことだけがスポーツでなく、例えば、カラオケ、コーラス、音楽演奏、園芸等、体を動かすこと全てがスポーツであると捉えることができるのではないかと。

市回答：国・県の指針などを参考にしながら、次回のスポーツに関する市民意識調査の実施にあたり、参考にさせていただく。

●パブリックコメント公表以降、修正を行った2か所について説明

①教育委員会1月定例会において、林委員よりご指摘のあった「市民」という表現について、意識調査の対象が20歳以上の成人であり、子どもたちは含まれていないため、「市民」を「成人市民」に修正した。

②新年度予算が市議会で承認されたことにより、新たな事業として計画書の13ページの年次計画へ、赤塚山公園の整備充実、人工芝化の推進について記述を追加した。

「林委員長」 只今の報告につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

「小田委員」 総合型地域スポーツクラブについて、今後5年間に於いて進捗状況を見極めていくということですが、計画の中では具体的にどのような進捗させていくのですか。

「中村スポーツ課長」 総合型地域スポーツクラブについては、市内の各中学校区に1か所設置しようと計画を策定しました。様々な市内の関係者とも調整しながら、平成25年度には一宮地区に1か所、「わすぽ一宮」というクラブを立ち上げることができまして、その後も順次設置を進める計画でございます。

ただし、旧豊川地区では従来から体育振興会が活発に活動をされているものですから、それとは別に総合型スポーツクラブを設置するということが難しい状況ではございます。

まずは、一宮に続く取り組みとしまして、小坂井地区へ設置するように関係者と話

し合いを始めまして、平成27年度中の立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

なお、小坂井地区への設置以降は、旧豊川地区への設置に向けて取り組んでまいりますが、計画の5年間の中でどこまで事業が進捗するのか、また、設置した総合型スポーツクラブの稼働状況や体育振興会との関係はどうなのかということも見極めながら、次の新しい計画を策定する際の参考にしたいと考えております。

「小田委員」 事業が計画どおりに進捗しないというのは、進め方に問題があるのか、それとも計画に問題があるのか検討する必要があると思いますが、そもそも、既存の組織が機能しているので、新たに総合型スポーツクラブを設置する必要はないのではという視点から、計画の見直しを検討する必要があるのではないのでしょうか。

「近藤教育部長」 確かに、そういったご意見があることも承知はしておりますが、国の方針として、総合型スポーツクラブを設置して地域のスポーツ振興を全国的に図っていきましょうといった目標がございますので、豊川市としても取り組んでいく必要があると考えています。

ただ、スポーツ課長が先ほど申しあげましたように、地域ごと特色があるという現状もございますので、これまでの5年間の活動の中で、一律の進め方には無理があったと感じております。

中学校区に1つという一律の範囲設定にも問題があるのではと考え、範囲を狭めて小学校区にしてみたらどうか、また逆に範囲を広げてみたらどうかなど、さまざまな方法を今後の5年間で試み、その進捗状況を見極めたいという思いであります。

総合型地域スポーツクラブそのものの理念は決して悪いものではないと思っておりますので、すべての地域に一律ではなく、豊川市に合った進め方を5年間で決めていきたいと思っております。今しばらくご理解をいただきたいと思っております。

「小田委員」 大変よくわかりました。総合型スポーツクラブ自体を止めるとか、計画を修正するといったことでなく、中学校区では設置が難しいという問題の調整を、現在行なっているということですね。

「花井教育長」 国も、全ての中学校区に総合型スポーツクラブを設置しなさいという意図ではないので、無理に新たなクラブを設置するのではなく、地域の事情に応じてスポーツ振興を展開していくことを検討する必要がありますね。

「小田委員」 スポーツ振興がすでに盛んな町、地域では、新たな組織というものが馴染みにくいのかと思います。

「近藤教育部長」 そうですね。現在、順調に活動されている地域を無理に新しい形にする必要はないという考え方もありますので、そうであれば、現状を活かして、「総合型スポーツクラブが目指すものを一緒に頑張りましょう」というように協同していくことも良いかと思っております。

「林委員長」 他にはよろしかったですか。なければ報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「林委員長」 異議なしと認め、その他報告「豊川市スポーツ振興計画（改訂版）の策定について」は、報告のとおり承認されました。

「林委員長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後4時15分 閉会)